

会議名 (審議会等名)	令和7年度第2回 川西市子ども・若者未来会議		
事務局 (担当課)	こども未来部こども政策課		
開催日時	令和7年8月22日(金) 13時～15時		
開催場所	ハイブリッド会議 市役所4階庁議室(Zoom併用)		
出席者	委員	(会長) 農野会長 (委員) 久保田委員、濱添委員、藏原委員、谷部委員、山元委員 丸野委員、喜田委員、森友委員、小野委員、水家委員	
	事務局	こども未来部長 岡本 敬子 こども未来部副部長 増田 善則 こども未来部こども政策課長 野田 忠生 こども未来部こども政策課 中村 陵、坂本 拓麻、朝山 千歌 教育推進部長 岩脇 茂樹 教育推進部入園所相談課長 岸本 匡史 教育推進部入園所相談課長(留守家庭児童育成クラブ担当) 川本 圭亮	
傍聴の可否	可	傍聴者数	4人
傍聴不可・一部不可 の場合は、その理由			
会議次第	1. 開会 2. 議事 (1) 報告事項 ア 留守家庭児童育成クラブの待機児童数について 【資料1】 イ 子ども・若者未来計画 令和6年度実績評価について 【資料2】 ウ 旧東谷幼稚園を活用した保育所等の整備について 【資料3】 エ 子ども・若者参加条例について ① 解説書について 【資料4】 ② 周知イベント企画・運営に係るワークショップ実施について 【資料5】 オ こども誰でも通園制度について 【資料6】 (2) 協議事項 ア 就学前教育・保育施設の利用定員について 【資料7】 (3) その他 3. 閉会		

## 審 議 経 過 ( 要 旨 )

### 1. 開会

(事務局)

定刻となりましたので、ただいまより、令和7年度第2回川西市子ども・若者未来会議を開催いたします。本日はお忙しい中御出席いただき、誠にありがとうございます。

本日は、zoom ウェビナーと市役所4階庁議室を併用したハイブリッド会議で開催いたします。傍聴につきましても会場とzoom ウェビナーの2パターンで傍聴が可能です。通信に関するトラブル等が発生する可能性もありますが、御協力いただきますよう、よろしくお願いいたします。

開催に先立ち、zoomによる参加及び通信確認を行いました。確認につきましては、会議開始前に事務局で映像及び音声による御本人確認と、会場と委員相互で映像及び音声の送受信が、即時に適正に行われていることの確認ができていることを御報告いたします。

オンラインの参加は農野会長、小野委員、藏原委員、谷部委員、山元委員となっております。谷部委員につきましては遅れての参加となる旨の御連絡を頂いております。

次に、本日は、玉木委員、前川委員、高田委員、藤井委員、岡委員、以上の方が欠席の御連絡を受けておりますが、川西市子ども・若者未来会議条例第6条第2項規定により会議が成立していることを御報告いたします。

〈配付資料の確認〉

当会議では、議事録の作成を迅速かつ正確に行うために、録音をさせていただきます。御了承ください。

御発言される際のお願いが1点ございます。

御発言される際、会場の方は目の前のマイクを使って御発言をお願いします。マイクのスイッチが緑色になっていることを確認してから、お名前を言っていただいてから御発言いただければと思っております。

オンラインの方につきましても、マイクを通じて音声が届きますので、適宜御発言いただければと思いますので、よろしくお願いいたします。会場の声が聞こえづらい等ありましたら、御遠慮なくお申しつけください。

それでは、議事に入らせていただきます。

それではここからの進行は会長にお願いしたいと思います。

会長、よろしくお願いいたします。

(会長)

よろしくお願いいたします。

皆様におかれましては、本日は議事が多くなっておりますので、円滑な会議の進行に御協力よろしくお願いいたします。

それでは、留守家庭児童育成クラブの待機児童数について事務局から御説明をお願いいたします。

(事務局)

事務局のほうから、留守家庭児童育成クラブの待機児童数について御説明させていただきます。

資料1を御覧ください。

留守家庭児童育成クラブの各年5月1日時点の状況を表で示しております。

登録児童数、待機数ともに共働き世帯の増加などに伴い、利用の増加が続いています。

登録児童数については、利用実績より登録児童の出席率は約8割であることから、利用登録の上限を定員の2割増とし、加えてクラブ室に余裕がある場合は、施設基準を満たす範囲で増員しておりますので、定員より多くなっている学校があります。

待機数については、国の調査基準の考え方にに基づき、令和7年度の待機数は111人であり令和6年度と比べ55人増加となっております。

なお、記載出来ておりませんが、市立育成クラブにおいて、他に利用可能な民間育成クラブがあるにも関わらず、市立育成クラブへの入所を希望するなど待機いただいている基準外の待機児童数としては、令和5年度は27人、令和6年度は16人、令和7年度は16人という状況となっております。

また、夏休み期間だけ留守家庭児童育成クラブを利用したいというニーズに応えることで、結果として待機児童の減少に繋がることから、待機児童の多い地域を中心に夏季休業期間中のみの留守家庭児童育成クラブを開設しております。

夏期休業期間中の留守家庭児童育成クラブ利用予定者は別途欄外へ記載させていただいております。

令和7年度では、夏季休業期間中の留守家庭児童育成クラブについて、新たに陽明小学校と牧の台小学校において開所し、計10校での実施に拡大いたしました。

しかし、令和6年度に、令和7年4月に開設する留守家庭児童育成クラブの誘致に向けて取り組みを進めましたが、条件に合う施設がなく、民間育成クラブ誘致が出来なかったことや共働き世帯の増加などに伴い、待機児童は増加している状況です。

資料1の次のページに、令和5年4月以降の待機児童解消に向けた取組を記載しております。

令和7年度では、民間育成クラブの誘致の困難さに加えて、市立育成クラブにおいても、人材確保の観点から運営が厳しい状況であることから、留守家庭児童育成クラブとは異なる仕組みで多様なニーズに応じた新たな居場所として、放課後居場所づくり事業「放課後キッズプレイス」を令和7年7月14日から試行実施しております。

また夏季休業期間の留守家庭児童育成クラブにおいても、令和7年の10校のうち、川西北小学校区、明峰小学校区においては、定員を拡大し受け入れの調整を行いました。

今後の対策といたしましては、保護者等へアンケート調査を実施するなど利用見込みを精査し、ニーズに応じて、必要な校区に留守家庭児童育成クラブや、放課後居場所づくり事業の整備を図り、待機児童の解消をめざしていきたいと考えております。

(会長)

ありがとうございます。委員の皆様方何か御質問、或いは御意見をいただきたいのですが、いかがでしょうか。

(委員)

保育園から未就園児も含めて、留守家庭児童育成クラブも今後増加をしていくという現状が資料の数値から読み取れますが、御説明のありました今後の対策を今からしていけないといけないと思います。私たちの園でも卒園した子が、小学校に上がる時に留守家庭児童育成クラブを利用していますが、非常に多くて入れない或いは待機しているという状況があります。これは保育園も含めて、地域性によりますが、保護者等へアンケートをとられるとおっしゃっていましたが、そういった対策が必要です。具

体的には定員を増やすことも考えられますが、指導者の体制も問題だと思います。保育園も受け入れ先があったとしても、指導者がいない或いはスペース的にどうしても物理的に受入れが難しいということがあります。現状の体制や今後の指導者の見通し、スペース的なことの見通しだけでも教えていただければと思います。

(会長)

ありがとうございます。

事務局から何かコメントございますか。

(事務局)

支援員という部分に関してですけれども、公立で行っているクラブや市立で行っているクラブについては、人材確保の観点から運営が厳しい状況でございます。留守家庭児童育成クラブは放課後児童支援員という資格者を配置しないとイケないため、確保が大変な部分がありますが、放課後児童居場所づくり事業は、資格の縛りがあまりないというところから、比較的、スタッフの条件はゆるくなっております。

また、この放課後児童居場所づくり事業は、留守家庭児童育成クラブの待機児童の対策という形で行っておりますので、その中で補完的に居場所づくりを進めるものでありますが、育成クラブにおいて人材確保はやはり課題だという認識はしております。例えば、夏期休業中の留守家庭児童育成クラブだけ利用できたらそれだけで良いというニーズがあるのかどうか、居場所を提供してもらうような場所さえあれば良いのかどうか、そういったニーズを把握しながらそのニーズに応じて、必要な校区に留守家庭児童育成クラブ、夏期休業中の留守家庭児童育成クラブ、放課後居場所づくり事業を整備していきたいと考えております。

(会長)

ありがとうございます。よろしいでしょうか。

(委員)

一市民としての質問なのですが、現在放課後児童支援員が不足してるという話で、放課後児童支援員になるために、求められる資格は何ですか。学校の先生の資格がなければならないとか、何かそういった資格が必要なのでしょうか。

(事務局)

基準として放課後児童支援員を最低1人以上は配置しないとイケません、放課後児童支援員は、認定資格ということで、県の研修を受ければ取れるという資格です。研修を受けるのも教員免許や実務経験が2年以上経っているかという条件が幾らかありますが、条件を満たして研修を受けていただければ、放課後児童支援員の資格は、取得できるようになっております。

(会長)

放課後の学童保育の支援される方は、従来児童厚生員と呼んでおりました。市町村で養成をしたり、或いは教員免許があったり社会福祉主事があったり社会福祉士があったりと様々な方がおられます。最

近は配慮が必要な子どもが多いですので、ぜひ造詣を持っていただけるような方がおられたらいいなと思います。なかなか全般的に人材が本当に足りない中で御苦勞しておられると思います。

(委員)

私が間違っ理解していたのかもしれないのですが、留守家庭児童育成クラブと学童保育は別でしょうか。

(事務局)

留守家庭児童育成クラブは、今おっしゃられた、いわゆる学童保育というものになります。

(委員)

地域の方から、明峰地区のことでお話がありました。明峰地区の場合は、自治会の中で小学校の登下校の見守り、安全確保のボランティアを自治会を通じてされてるところがあります。自治会の方たちは、小学2年生3年生ぐらいの子が1人で家に帰っていく様子を見て、かなり心配されていました。留守家庭児童育成クラブが、もう少し枠が広がればいいのではと思います。定員80人という枠があつて、待機児童が21人となっていますが、この21人が少ないのが多いのかということにはなるのですが、実際にはもっとたくさんの方が入りたくても入れないという状況だと思います。明峰地区は、児童数も多いので、小学1年生2年生だけでも枠が埋まってしまって、3年生は入れない状況です。そのため、3年になつても、一人でお留守番しなくちゃいけないという状況を地域で何とかしなくてはいけないという声を上げてくださっています。学校のほうには話をさせていただいていますが、地域の方やこどもの親から心配の声がありましたので、実態調査等で実際の様子を知っていただいて定員を増やしていただければと思います。

(会長)

ありがとうございます。いかがでしょうか。

(委員)

私は小学4年生の娘がいて、今年は留守家庭児童育成クラブに入れなかったのが、夏期休業中の留守家庭児童育成クラブでお世話になっており、質問が3つあります。

1つ目が夏期休業中の留守家庭児童育成クラブの待機児童は発生していないのかということ、2つ目が、この令和7年の留守家庭児童育成クラブの待機児童の表で、川西小学校だと待機数が1人となっていますが、これは夏期休業中の留守家庭児童育成クラブの利用予定者を含めないから1人なのでしょう。周りに入れなかったという人が多くいるのに、なぜ1人なのかが疑問です。

また、多田小学校は待機数が0人になっていますが、小学1年生のこどもの親は、小学2年生からは入れないと思つておつて、本当はもっと待機数があるのではないかなと感じています。本当はもう少し子どもたちにも自由にのびのび遊べるようにしてあげたいけれど、この暑さで外に放り出すわけにはいかないという思いがあります。

最後の質問です。今年からの新しい取組みで、令和7年7月14日から「放課後キッズプレイス」という事業をされているそうなのですが、今回、夏期休業中の留守家庭児童育成クラブの運営事業者も川西の事業者ではなく非営利法人事業者だったりしますが、事業者の選定基準というか、なぜこの事業者

になったのかを教えてくださいたいと思っています。

(会長)

はい、ありがとうございます。事務局からお願いします。

(事務局)

まず8月1日時点になるのですが、夏期休業中の留守家庭児童育成クラブのほうも数名の待機児童が若干名発生している状況です。

川西小学校の待機数は1人ですけれども、資料1の下の欄外「夏季休業期間中のみの育成クラブ利用予定者」の数は含まれておりません。川西小学校の待機数1人は通年の留守家庭児童育成クラブの待機なのか夏期休業中の留守家庭児童育成クラブでの待機なのかというところは、今は把握出来るものはありません。それに関しては夏期休業中の留守家庭児童育成クラブが当時空きがあったので、おそらく通常の留守家庭児童育成クラブを希望されて待機になってると考えております。

放課後キッズプレイスの事業者を選ぶにあたって、入札の形をとりましたが、基本的に居場所づくり事業など他市で行っている事業があります。実績のある事業者を探しまして、実績のある事業者を指名して、今回こちらの「三楽」が落札されて委託させていただいています。

(会長)

ありがとうございます。学童保育は保育ですので、こどもの居場所としてこどもの情緒の安定や安全の確保も十分御留意いただきたいです。ニーズがまだまだありそうなので、ぜひこれからも拡充していただきますようお願い申しあげたいと思います。

それではたくさん御意見をいただいたのですが、令和6年度の子ども・若者未来計画実績評価についての案件に移らせていただいてよろしいでしょうか。続いて事務局から御説明をお願いいたします。

(事務局)

それでは事務局から御説明させていただきます。資料2を御覧ください。川西市子ども・若者未来計画の令和6年度の実績についての御報告となります。令和7年4月からは、皆さまにも策定いただきました第2期子ども・若者未来計画がスタートしておりますが、本日御報告させていただくのは、令和6年度までの計画とする第1期子ども・若者未来計画の実績となります。

それではまず、第1期子ども・若者未来計画の第4章子ども・子育て施策と、第5章の若者育成支援施策についてです。

資料の3ページを御覧ください。

事業実績評価の概要というところでは「良好」および「概ね良好」の合計の割合が90%を超えており、高い状況です。一方、「課題有」「課題多」の割合は、令和5年度と比較すると、1%の微増となっております。その中で「課題多」となっているものが1つございますけれども、これは先ほど資料1でも御報告ありました「市立留守家庭児童育成クラブ」の事業となっております。また、計画期間中に新たな取組も幾つかスタートしております。例えば、22ページを御覧いただければと思いますが、05-⑤-6文化やスポーツ分野などで挑戦する子ども・若者を支援する制度を創設するとして、令和6年度に奈良くるみさんのテニス教室であったり、ヴィッセル神戸サッカー教室を開催するなど、新たな取組もスタートをさせていただいております。

他にも様々な項目や取組等がございますけれども、1つ1つの事業の内容評価につきましては、事業数も多く時間の都合もございますので、省略をさせていただきたいと思っております。

次に第6章 量の見込みと提供体制の確保について、25ページを御覧ください。第6章では、教育・保育、留守家庭児童育成クラブ、一時預かり等の見込みと実績を示した章となっております。

26ページを御覧ください。こちらは教育・保育の保育所機能利用希望について、国基準の待機児童数に関しては0を継続しております。令和6年4月に小規模保育事業所を3施設、令和7年4月に幼保連携型こども園と保育所を1施設ずつ開園をさせていただいたことから、国基準外待機児童数、いわゆる入所保留児も減少傾向にございます。次のページ以降も時間の都合で省略をさせていただきます。

最後に、30ページを御覧ください。こちらは計画策定時の評価指標を掲載をさせていただいております。

まだ数値を算出できていない合計特殊出生率であったり、今年度は調査をしてないので、数値が入っていないもの等もございますけれども、14項目中、計画の目標値を達成しているのは3項となっております。

一方で目標値までは届いていないものも、数字が上昇傾向であったり、改善したりしているというものもいくつかはございます。

4月からの第2期こども・若者未来計画では引き続き第1期子ども・若者未来計画の指標を設定しているものもあり、第2期こども・若者未来計画におきましては、目標値を達成できるよう、取組を進めて参りたいと考えております。簡単ではございますけれども資料の説明は以上です。

(会長)

ありがとうございます。

こちらも委員の皆様方の御意見や御質問いただきたいと思いますがいかがでしょう。

(委員)

評価の見方はこれだけ羅列されたら見るのも大変ですけれども、3ページにあるように、◎、○、△、×がいくつずつか分かります。また、△、×については、項目で挙げているのでよく分かります。私は逆に◎のところに着眼点をおいて見ました。本当に市の努力の賜物だと思っています。その中で私の感想ですが、例えば、資料の7ページにあります、02-②-①-12「子育て家庭ショートステイ」が◎の評価。また下から2番目の「放課後子ども教室」が◎ということで、前年度の5年度の実績からも日数や実績値も上がっており大変努力されたのだと感じました。

また、8ページにあります02-②-②-11「留守家庭児童育成クラブ開所日の拡充」ということで、新規事業で◎で、こういった事業もすごく努力されたのだなということがよく分かります。

あと2点ほどというと、10ページの02-②-③-14「子育て情報提供の充実」は大変素晴らしいと思います。現在、若い世代のお母さんやお父さん、スマホやホームページやインターネットやfacebookなど情報提供をすぐ見ると思うので、そういうところが◎であるのは素晴らしいです。登録件数が3,200件から3,627件であり、ますます増えてくると思いますので充実し続けていただきたいと思います。

最後に、13ページの03-①-①-6「地域の声を生かした公園のイノベーション」。これも素晴らしいと思っています。私も一市民として、子どもたちが公園など外へ出る習慣がだんだんなくなっているのではないかと危惧しています。また、公園の遊具がなくなっていることも危惧しています。

私たちも小さい頃に公園の遊具でジャングルジムやブランコ、すべり台などで遊んで、自分の体幹や

筋力も整えたり、友達同士で譲り合いなどを学んだり、公園の遊びの中で身に付けたことだと思います。

ただ、砂場だけや雑草で遊びにくくなったというの也有りますので、地域の声を活かしていただき、公園がますます生きていくような公園になるように、そしてこどもたちが集まって、こどもたちが遊びを通して情緒の安定ができるような施策を展開していただきたいなと思います。◎のところで私が嬉しかったところを申し上げました。長々失礼します。

(会長)

ありがとうございます。

(委員)

よろしくお願いします。2点ありまして1つ目は、今すぐではなく今後考えなくてはいけないところですが、△の中で利用人数が前回よりも減少しているということの理由で△になっているものについては、減少理由をしっかりと見ていかないといけないなと思うのですが、理由が書いてあるものもあれば、理由が書いてないものもあるので、もし可能であればしっかりと書き込む必要が課題なのであるかなと思いました。2つ目が30ページについて、評価が上向きのものであれば毎年大体同じ数値のものもありますが、中には令和5年度と比べてかなり数値が落ちているようなものもあるかと思います。例えば5の「子育て支援が充実していると思う市民の割合」は少し下がってしまっていますし、9の「充実感を持って生きている若者の割合」も下がってしまっているので、市としてはどのような理由があるとお考えなのかお伺いしたいです。

(事務局)

大きく減少している指標があるということですが、「〇〇と思う市民の割合」となっておりまして、市民の意識や環境につきましては、そのときのその方の置かれている状況によって変わります。また1年毎の増減について、増えた減ったというのではなく、長期間で数字が伸びていくように考えたいなと思っています。なかなか1年毎の増減を追うというのは、難しいところがありますので、長期的にその数字を上げていく、改善していくということをお考えたいなと思っています。以上です。

(委員)

1つ質問があります。日頃から関心を持っている事業なのでお尋ねをします。

10ページの下から3つ目の「こども家庭センターの設置に向けた検討」について、一体的な支援体制の構築に努めたということで○という評価がございしますが、具体的に児童福祉と母子保健の連携というところに、私も子育て支援拠点をやっている者として大変関心があるので、どんな形で進んでいるのかとか具体的な様子をお尋ねをしたいと思います。

(事務局)

児童相談所とはまた違った位置付けの市町村の母子保健と児童福祉の連携という部分のこども家庭センターの設置ということの質問かと思います。こちらについては、川西市のこども家庭センターとしては、令和6年度から設置の届出をして組織体制としてはスタートをしております。誤解されやすいのですが、センターという施設やスペースができるというものではありませんので、現在、保健センター

のほうで取り組んでおります母子保健の部門と、それからこども若者相談センターのこども家庭福祉の部門が連携を強化するという取組でございます。具体的には、保健センターの保健師が統括支援員となりまして、こども若者相談センターと兼務で、児童家庭相談員や保健師が連携しながらケースについてサポートプランを作成して、支援をしていく取組を進めているところでございます。

(会長)

何よりも地域に根差した相談の網の目をつないでいながら、どこかがしっかりとガバナンスを取っている必要があるので、ぜひこれからもお願いしたいです。

私が気になった点は、今回の評価表の3ページ目に出てきている△の「課題有」のところで「重層的支援体制整備事業」が△になっていますが、ぜひ様々な社会機関や資源が置かれている市町村や都道府県で、支援の厚みが出るような体制をとっていただければと思いますので、今後ともよろしく願いいたします。

そうしましたら続いて3番目の案件に移らせていただいてよろしいでしょうか。旧東谷幼稚園を活用した保育所等の整備についてということですがよろしいですか。そしたら、事務局から御説明お願いいたします。

(事務局)

それでは資料3について説明いたします。

昨年度皆様に御説明を差し上げたときに、旧東谷幼稚園の跡地に小規模保育事業等の機能を配置するとしておりましたが、その後、市議会からの御意見等を踏まえまして配置を変更するといたしましたので、本日はその御報告をさせていただきます。

①小規模保育から⑥小・中学生の多様な学びの場（居場所）まで、6つの機能を旧東谷幼稚園跡地に配置することとしておりました。そのうち、①小規模保育について、市議会から0歳から2歳児までではなく0歳から5歳児までを対象とする施設にすべきだという御意見を頂戴したことを受けまして、小規模保育から保育所の配置機能に変更することといたしました。御承知のとおり、小規模保育は定員が19名ですが、保育所の定員は40名ということになりますので、スペースの関係で⑤障がい児相談支援につきましては、別の場所での実施を検討するということになっております。その他の項目のこども誰でも通園制度、一時預かり、小・中学生の多様な学びの場（居場所）について変更はありません。

続きまして、整備スケジュールについて御説明いたします。当初は令和8年4月から、小規模保育の運営を開始する予定としておりましたが、保育所に変更したことで建物1階部分で保育所を運営することを考えています。民間事業者が2階部分を含めまして、建物全体を一体的に改修することとしましたので、スケジュールを1年間遅らせていただく形になっております。

9月から、プロポーザル方式で施設改修及び保育所整備運営事業者を公募いたしまして、来年3月頃には事業者を決定し、令和8年4月から改修整備工事を行い、令和9年4月から運営開始となる予定です。

(会長)

保育所として5歳までの発達や育成が見通せるというとてもいいことだと思います。

今後、事業者を選定していただいて、令和9年の4月から新しく良い園ができればいいと思います。

(委員)

資料に保育所へ変更したことに伴い、障がい児相談支援については、北部エリア全体で検討を進めると記載がありますが、理由が分からないため説明していただければいいかなと思いました。なぜ保育所へ変更になったら、北部全体エリアで実施されることになるのかという素朴な疑問です。

(会長)

事務局からお願いします。

(事務局)

もともと東谷幼稚園の1階で小規模保育と障がい児相談支援の相談スペースを設ける予定でございました。ただ、保育所へ変更になったことで定員も増え、確保しなくてはいけないスペースも増えるため、障がい児相談支援を行う相談室の場所は東谷幼稚園の中に確保することは難しくなりました。次に、北部エリア全体ということですがけれども、現在、障がい児相談支援が、川西能勢口駅周辺の中心部のほうに事業者は多くございます。一方、川西市の北部には事業所が少ないため、北部で相談ができる場所を増やそうとし、東谷幼稚園にこだわらず、北部エリア全体の住民の利用を想定しているということから、北部エリアのどこかで障がい児相談支援場所を作りたいということで北部エリア全体という表現で説明をさせていただいております。

(委員)

ありがとうございます。少し書き足していただくと誤解が少ないかなと思います。スペースの問題で記載があるだけで印象が変わるので、障がいのあるこどもを育てている方からしたら敏感な問題で、なぜ障がい児だけがのけられるんだと誤解されると非常によくないと思いますので、書き方を工夫されたほうがいいかなと思いました。

(会長)

ありがとうございます。

(委員)

先ほどの⑤障がい児相談支援が東谷幼稚園では難しいということで見直しになったという話なのですが、現在、北部エリアは川西の中で再開発の意識が高まっていると思います。変更に伴う建設計画や移設計画が遅れているスケジュールになると思うのですが、進捗の現状を教えていただけるととても助かります。また、できるだけ具体的な時期も教えていただけると助かります。

(事務局)

北部のまちづくりは、4つのエリアで同時に進めています。その中のエリア1で障がい児相談支援を実施しようとしています。

その他のエリアにつきましても現在、順番に事業を進めています。その中で障がい児相談支援がエリア1から4までのどこのエリアの事業に入れるのか、もしくはそれ以外の北部の他エリアということも含めてまだ具体的に決まってないので、今後しっかり検討していきたいと思っております。

(会長)

私から1点、資料3で、小・中学生の多様な学びの場（居場所）というのが出てきてまして、保育所の近くにあるのならば、小・中学生が小さなこどもの保育に関心を持つような学びをつくっていただけたらありがたいなと思います。

(委員)

そうですね。最近、保育士養成施設の入学者数が10年前の7割ぐらいになっていて、体感としてはもっと減少しているところも多いと思います。保育士確保をどうやってするか、財政が強いところが積み上げてる感じになってるので、希望者を増やさなければならないと思います。

その中で小・中学生が小さいこどもと関わる機会が増えて、保育士や幼稚園教諭になりたいこどもが増えてくれば良いと思います。まさに御指摘のとおりだと思います。

(会長)

ありがとうございます。そうしましたら、まだ案件がございますので、次の案件に移らせていただけてよろしいですか。

そうしましたら川西市こども・若者参加条例について、事務局から御説明をお願いいたします。

(事務局)

川西市こども・参加条例について、資料4川西市こども・若者参加条例解説書についてと資料5（仮称）こども・若者川西未来フェスについてあわせて御説明をさせていただきたいと思います。まず資料4の川西市こども・若者参加条例解説書について御覧ください。

こちらは令和7年第1回子ども・若者未来会議でお示しをして、皆さまから御意見をいただいた内容を修正し、完成したという御報告となりますので、御覧頂ければと思います。

続きまして、川西市こども・若者参加条例周知イベント企画・運営に係るワークショップ実施についてと、資料5-1と5-2を説明させていただきます。

まず資料5-1（仮称）こども・若者川西未来フェスについて、令和7年4月に川西市こども・若者参加条例を施行したため、条例を周知するためのイベントとして開催をさせていただきたいと考えております。

多くの市民に川西市こども・若者参加条例を知ってもらい、こども・若者の社会的な参加を確保するとともに、まちづくりや市の施策などへの関心・参加を高めることを目的に、こどもたちが自ら企画をして、運営までを一緒に作り上げていくことを考えております。参加募集については、資料5-2のチラシを御覧ください。こちらのチラシを市内の小学校、中学校、県立高校等にお配りをさせていただき、市の広報誌やホームページなどSNS等で広く募集をさせていただいております。

募集対象は小学4年生から29歳までとさせていただいており、応募は先日締め切りをさせていただきまして、14名の参加となっております。

内訳に関しましては、中学生の方が3名、高校生の方が2名、18歳以上の方が9名の計14名となっております。第1回目のワークショップは、早速、明日に川西市役所のハグコネクトという場所で開催を予定しております。

内容は、前半は条例の説明やアイスブレイクなどを行った後、後半で条例周知のためのイベントとして、自由に参加者からアイデアを出していただいて意見交換をしていただきます。お菓子を用意したり、

我々も参加者のほうへ参加したりなど、気軽に意見を言える雰囲気づくりでワークショップを考えています。

イベントは、現時点では11月1日の土曜日に川西能勢口駅周辺で開催をさせていただきたいと考えております。

そちらに向けて、おおよそ2週間に1回程度で会議を全5回開催し、こども・若者とワークショップを通じて、イベント当日まで作り上げてきたいと考えております。

以上です。

(会長)

ありがとうございます。

高校生の男子が参加しないのが寂しいのですが、明日、どのような意見が出るのか楽しみです。結果について、川西市で何らかの形で広報していただけたらと思います。ぜひ、良いワークショップになるように祈っております。

委員の皆さん方がですか。何か御意見ございませんでしょうか。

そしたら、続いてこども誰でも通園制度について、移らせていただけてよろしいでしょうか。

事務局から御説明お願いいたします。

(事務局)

資料6のポイントはこども誰でも通園制度に関係する条例の制定の時期を変更するという点でございます。当初は9月議会で、こども誰でも通園制度に関する設備運営基準条例と、3月議会で確認基準条例を制定することを考えておりましたが、それらを合わせて、12月議会で設備運営基準条例と確認基準条例を制定するようにしたのが今回の変更でございます。理由としては、国が、今年の秋頃に確認基準条例に則った基準を示すという情報が入ってきたからです。もう1つは、すでに定められてます設備運営基準条例についても、国ではほぼ完成していると噂として聞いておりますので、そちらも合わせて12月に改正するという点です。12月で条例が制定されましたら1月以降に認可確認手続きをさせてもらいたいと考えております。説明は以上です。

(会長)

ありがとうございます。委員の皆様方何か御意見や御質問ございませんか。

(委員)

以前、保育園関係とか全体的な説明をいただいていたので、スケジュールは理解しました。ただ無認可も含む各園所がどう取り入れるかどうかということについてアンケートがなされましたけれども、するとか、しないとか、検討しているとかをそれぞれの出方を見てると感じは正直あります。認可や申請の手続きも含めまして、各園は理解をしていると思います。今後どうしていくかというのは、考えていくことになるかと思っております。

(会長)

ありがとうございます。

(委員)

利用者の部分で気になることが1個あります。いつ利用者に告知するのでしょうか。1月に認可の手続きで周知すると思いますが、周知についてはこちらのスケジュールに盛り込まなくても大丈夫でしょうか。

(会長)

ありがとうございます。事務局からコメントございますか。

(事務局)

実際に使われる方に対して周知をしていかなければならないというのは認識しております。制度が固まり、年が明けてすぐに御案内できるかどうかわかりませんが、御案内できるタイミングで御案内したいと思っております。

(委員)

ということは4月ぐらいからという見込みで動いているイメージでしょうか。給付決定が2月中旬となってますけれど、そのようなイメージのスケジュールでしょうか。

(事務局)

こども誰でも通園制度自体は、令和8年4月から受入れる制度となりますので、4月から皆さまに使っていただけるように、年度内に手続きも必要になってくるかと考えているところですので、できるようなタイミングで周知や御案内はしたいと考えております。

(会長)

ありがとうございました。

利用される方々が令和7年度だと1ヶ月10時間ぐらいですので、1回当たり2時間半を月4回、或いは5時間を2回利用されると思います。そのときに、どこで利用したいかということも含めて、親御さんがどこの園で、何時間、何歳のこどもを通園させたいのかをトータルで登録管理するような仕組みを作っていただくことになるとと思いますが、そのあたりも含めてこのスケジュールでいけるということですね。

(事務局)

今おっしゃられた施設の予約等も含めまして国がシステムを作っているところです。

制度開始時にはそのシステムを利用して、登録、面談の予約、実際に使う施設の予約をしていただくということになると思います。

(会長)

ありがとうございます。何よりも、こどもの発達や育成のために、1か月10時間使っていただくので、こどもの安全面やこどもがどのように他のこどもたちと交じって学び体験していくのかをそれぞれの園で研鑽していただけたらと思います。

(委員)

こども誰でも通園制度のスタートの参加園が少ないと聞いていますが、せっかく国の制度が始まるので、4月スタートの園が増えて欲しいというのが一事業者の思いです。開始する園が増えないと、この制度の利用も盛り上がらないので、どうか市のほうから民間園に促しや働きかけをお願いしたいと思っています。また、現状4月からの参加園が何園あるかということやどれぐらいの園が意思表示されているのかということがもし分かれば教えていただければありがたいです。

(会長)

事務局の方がいいがでしょうか。

(事務局)

4月にできるだけ多くの民間園に制度を開始していただけたらと思っております。現在の民間園については、職員がまだ制度について十分理解出来ていないということもあり、施設の皆さまに、説明会などこども誰でも通園制度について知っていただくような機会を設けたいと考えているところです。現在、4月にスタートできる園については、新しい情報はございませんので、もし説明できるタイミングがありましたら、説明させていただこうと思います。

(委員)

こども誰でも通園制度に関して、本当に利用がスムーズに行くことを願っております。まだ説明会が開催されていないので、聞いてくださらない点があるのかなと不安に思いました。利用者の方たちも、すんなりと理解してくださればいいんですけど、園に問合せがあったりとか、園や園に関連したところの方々にも説明をしていただいとおくと、地域の方に理解していただけるかなと思いました。

(会長)

ありがとうございます。今のところは1時間利用毎の金額を設定しておられる感じですが、来年度あたりから国は正式に金額の面についてもだんだんと作り込んでいく、本格化していくという形なのですが、まだまだ現場の先生方がどうしようかと悩まれるところもたくさんあるかと思います。実際に行っていて、弾力的に修正していけるようなことをやっていかないと多分いけないのだと思います。例えば、0歳、1歳、2歳の定員をまず設定していただき、利用時間を設定していただき、トータルの月毎の延べ利用定員と延べ利用時間を出していただき運用していきます。中には、非常に弾力的に運用されて、1日のこどもの預かり人数を設定しておられるようなところも出てきているみたいです。0歳何人、1歳何人、2歳何人とくくってしまうと、例えば1歳の人数が少なくても2歳の人数が想定した定員よりも多いとか、1歳5人と2歳5人と設定していて、1歳の子が2人で、2歳の子が7人ぐらい出てきたら、5人で切っているのかということも躊躇されたりもしますので、手探りの状態でおられるようなところもあります。

いろいろなことを地域の子育てニーズに合わせながら行っておられるみたいなので、川西市の事業者の方も考えて検討し、作り込んでいただけたらなと思います。

(委員)

事業者の方からいろいろな不安が出てきていると思います。例えば本当に配慮が必要な子の利用のと

きにきちんと受け入れるのか。あと、これは一時預かりではなく、こどもの発達のためだと言いながら一時預かりのような部分であるとか、場合によっては、月 10 時間を超えていろいろな園を利用して、これはむしろこどもの発達にプラスになるのか、何がいいのかといろいろな問題が出てくると思います。そのあたりも気にしながら進めていってたらと思います。

(会長)

ありがとうございます。もともと児童デイサービスのようなところも当然国としては視野に入っているようなところもございます。あと医療ケア児や発達支援のこどもたちもニーズの中には当然ありますが、なかなか事業者がそこまで人手をそろえて準備するということは負担がございますので、いきなりは難しいかもわかりませんが、ゆくゆくは様々なこどもたちをしっかりと育む仕組みを作っていただけたらなと思います。

協議事項に移らせていただいてよろしいですか。続いて、就学前教育・保育施設の利用定員について、事務局に御説明お願いいたします。

(事務局)

それでは就学前教育・保育施設の利用定員について説明いたします。

資料 7 を御覧ください。

市内の 2 施設が利用定員の変更を予定しております。1 つ目はちきゅうっこ保育園です。この施設につきましては、2 号定員を 61 名から 54 名、3 号定員を 59 名から 36 名に変更し、その結果合計利用定員を 120 名から 90 名に減少させる予定としています。ちきゅうっこ保育園では、2024 年に保育内容についての報道等がなされた後、理事長はじめ園長等の経営体制を刷新する改善に取り組んでおられますが、児童が定員に満たないという状況が続いており、利用定員を減少させ、保育士の配置や環境改善、保育内容の充実等に努めて安定運営を図っていききたい旨、市教育委員会に相談がありました。変更日は令和 7 年 10 月 1 日を予定しています。

なお、※2 にもありますが、令和 8 年 4 月には、利用定員を 100 人にし段階的に元の利用定員に戻す予定としております。

続いて 2 つ目は、鶴之荘幼稚園です。

この施設につきましては、認定こども園に移行したいとお申出がありまして、現在兵庫県に認可の申請を行っているところです。現在幼稚園ですので、1 号認定の 240 名のみですけれども、認定こども園へ移行に伴いまして、定員が余剰となっている 1 号認定を 240 人から 105 人に減少させ、新たに 2 号認定の利用定員 45 人を設定しようとするものです。なお、変更日は県の認可が下りれば令和 8 年 4 月 1 日を予定しています。

(会長)

ありがとうございます。これは協議事項となっていますので、委員の皆様方から御意見、御質問いただきたいと思っております。よろしく申し上げます。

(委員)

民間の園でもよく課題になっておりますが、地域的に園児数が減っている、こどもが減っていることもあって、定員を状況に合わせて変更することがあると思っております。変更というのは、私も 1 度相談した

ことがあります、今回はやはりいろいろと課題があったからということなのだと思います。その課題が本当にこどもが減ったから定員を減らすだけの話ではないのでしょうか。その辺のところを確認をさせていただきたいです。定員の話は確認しているので、こどもが減ったから定員も減らしたらいいということではないとは思いますが。ただ、保育体制確保のところ、多分踏まえたということで、再度見直し、また定員を増やしていくという現状なのではないでしょうか。

(会長)

事務局から御説明をお願いします。

(事務局)

単に子どもが減っているというところでは、やはり2号3号のニーズというのはまだまだ市内でもあると認識しておりますので、各施設においても現状をご理解いただきたいと思いますと考えているところです。現状は定員に満たないというところで、一旦減らした上で令和8年4月には定員を100人に戻していただいて、またその後もを元の定員に戻していただくように進めていただくというようなお話をさせていただいているところでございます。一時的なところで、体制立て直すためとしております。

(会長)

よろしいですか。他いかがでしょうか。

(委員)

令和8年4月に利用定員100人に戻すと決まっているということでしょうか。

(事務局)

戻すことが決まってるというよりもその予定で考えていただくという形でさせていただいております。

(委員)

令和8年4月に利用定員を100名に戻して、以後も段階的に元の利用定員に戻す予定ですが、そんなに期間は長くありませんが、戻せないとなったらどうなるのでしょうか。

(事務局)

御指摘のところではあるんですけど、やはり保育ニーズ自体はまだあるものだというところがありますので、早く戻していただきたいというところがございます。そういった意味で、現状でも、4月には戻してもらおうようにさせていただいてるところですのでそういうことがないよう取り組んでいただきたいというところがございます。

(会長)

よろしいですか。改善状況については市のほうで確認していただいていると思います。

(委員)

本園も定員変更の申請をお願いして断られ、1号は定員が割れていても認められないということの経緯があったので、こういうこともあるかと今受け止めています。報道があったことも承知しています。地域ニーズもまだたくさんあるような地区だと思いますし、戻す予定というところが引っかかってしまいます。これが許されるならば、運営体制がまだ整っていませんとって引き延ばさざるをえないようなことが続かないのかなと思います。もしそれであれば、他法人も園児が減ってきているので、一旦、立て直しのために定員変更ということが続々となると地域ニーズが減っていくと思います。2号3号の定員を減らすというのは市の待機児童対策にとっても非常に大きな課題で、定員を下げたいということ考えたのですが地域ニーズもあると説明を受けて仕方がないかと思い、運営はしています。最後をしっかりと決めて、再度協議という形でないとこの手が使えるのかと考える運営者は絶対にいると思います。指導体制としては問題があるのではないかなと思います。

(事務局)

委員の御指摘のとおり、私たちも思っているところです。ですので、こちらのほうに予定とつけさせていただいておりますけれども、戻すというところはしっかり書かせていただいた上で提案させていただいてます。一方で予定と記載しておりしっかりできていないのではと思われると思いますが、ここでしっかりと戻していくことを提示していると捉えていただきたいです。実際におっしゃっていただいたとおり、ニーズはまだ市内全域にもありますので、定員を維持していただくことは我々としても強く求めていくところかなと思いつつ、そのまま実態についても見守っていきたく思っております。

(委員)

その流れでいきますと、数値的なことで定員のことがあります。要はトラブルに対して、当分市のほうが管轄をして報告をしてもらったり、或いは報告を受けて指導したりなど当然継続的な指導は行われているのでしょうか。

(事務局)

特定の事象の有無に関わらず、入園所相談課、教育保育課と一緒に実地のほうで現地見させていただき、保育内容等は定期的に回らせていただいています。保護者の方々も安心してもらえるように教育委員会として協力しながら定期的に各園の運営状況は見させていただいているところでございます。特定のことがあればまた特定の話はありますが、市としてもそのような形で定期的に回らせていただいています。

(会長)

よろしいでしょうか。

なかなか地方自治体もいろいろな仕事があり、民間の活力も導入しながらしていくと思いますが、基本的に保育の実施責任は自治体にあると思いますので、ぜひ事業者を見守りながら、いい保育を提供できるような体制を整えていただけたらと思います。

そうしましたら、本日の案件は以上ですが、委員の皆さまから本日の案件の中で言い残しておられるようなこと、或いは言っておきたい御意見ございませんか。

(委員)

資料3のところの、旧東谷幼稚園跡地の活用のお話がありましたが、この話に附随して、この数年で川西市は幼稚園とこども園が合体してこども園になって、跡地が空いてところが東谷幼稚園だけでなく、多くあるかと思っています。その他の空いている保育園や幼稚園の活用の予定は何かあったりしますでしょうか。

私の近所でも、4~5年ずっと使われていないけれど、特に公民館で開放されてるわけでもなく、どうなってるかなみたいなのという場所もあるので、もっと活用出来たらいいのという気持ちがあります。

(事務局)

それぞれの閉園した園につきましては、教育・保育に限らず、市全体の中で様々なまちづくり計画などを踏まえて、検討しているというところです。現在動いている案件としましては、川西幼稚園跡地の活用、それから松風幼稚園につきましても検討中です。

(会長)

ありがとうございました。

事務局からその他の案件について何かございますでしょうか。

(事務局)

事務局からその他の案件については、特にございません。

委員の皆さまからもその他について特に何もなければ、これで終了とさせていただきたいと思っておりますがいかがでしょうか。

(会長)

委員の皆様方がいかがですか。

本日は全員からいろいろな御意見をいただけて、ありがとうございます。これで何もなければ、本日の議事を終えたという形で、進行を事務局にお返ししようと思うんですが、よろしいでしょうか。

それでは事務局にお返ししますのでよろしくお願い致します。

(事務局)

ありがとうございました。また委員の皆様におかれましても、本日の様々な御意見、御協議を賜りまして誠にありがとうございます。

以上で本日の令和7年度第2回子ども・若者未来会議を終了とさせていただきます。なお、次の会議につきましては、現時点では、未定となっております。また、現委員の皆様は任期は12月初旬までになっておまして、それまでに協議事項がなければ、本日が現委員の皆さままでお集まりいただく最後の会議となる可能性がございます。そのため最後にこども未来部長より皆さまへ御挨拶をさせていただきたいと思います。

(部長)

それでは一言御挨拶をさせていただきます。

このたびは、会長をはじめまして、委員の皆さまには令和5年12月7日の任期から、全9回にわたりまして熱心に御審議をいただきまして、心から御礼申しあげます。今期は特に第2期子ども・若者未

来計画の策定、また、川西市子ども・若者参加条例という大きなテーマにつきまして、御審議をお願いいたしました。

お忙しい中、委員の皆さまにはそれぞれのお立場から、貴重な御意見を賜りまして、審議を尽くしていただいたと心より感謝をしております。

総括として、皆様から頂戴いたしました御意見は今後の取り組みにも活かしていきたいと思っております。

なお任期の12月初旬までに、御協議をお願いする事項がありましたら、改めて会議開催について調整させていただきたいと思っております。

また、事務局より市の取組の情報提供なども今後もさせていただきたいと思っておりますので、今後におきましても御指導、御協力をお願いしたいと思います。

簡単ではございますが、これをもちまして、お礼の御挨拶をさせていただきます。

このたびは誠にありがとうございました。

(会長)

ありがとうございました。

(事務局)

それでは以上をもちまして本日の会議を終了させていただきます。

本日はお忙しい中皆様ありがとうございました。